

まちづくりスポット仙台 スペースご利用規程

【スペース利用申込の前に】

1. 利用団体登録申請

- (1) 交流スペース・キッチンスペースの利用（広告物配架や掲示含む）にあたり、特定非営利活動法人まちづくりスポット仙台（以下、事務局という）が定める当規程をご理解いただいた上で、利用団体登録申請を行ってください。
- (2) 申請の際は、
 - 1) A（紙面）：「まちづくりスポット仙台 利用団体登録申請書」、
または B（web）：利用団体登録申請フォーム
(<https://forms.gle/3xPxZAJgbyBSD11J9>)
 - 2) 団体案内など申請者のこれまでの活動がわかる書類
の2つをご提出ください。Bはフォーム内から資料を添付できます。
- (3) (2)をご提出後、事務局で審査させていただき、1週間以内に利用審査結果をご連絡いたします。審査の結果お断りする場合がございます。予めご了承ください。（審査の内容、方法、基準などに関しましては、一切の開示をいたしかねます。）



【利用申込と手続き方法】

1. 利用申込方法

- (1) 交流スペース、キッチンスペース、キッズスペースの貸室利用の際は、利用登録申請が受理された利用者のみ利用できます。
- (2) 利用者は本規程に同意いただいた上で、以下 C、D いずれかの方法で利用申込を行ってください。
 - C（紙面）：「まちづくりスポット仙台 利用申込書」及び「まちづくりスポット仙台 貸室同意書」に必要事項をご記載の上メールまたは FAX、来館にてご提出ください。
 - D（web）：スペース利用申込フォーム
(<https://forms.gle/2yVHaRJSDFBVBQei8>) を送信ください。
フォームは送信いただいた後、こちらからメールにて確定のご連絡をいたします。
- (3) 申込内容によっては内容変更のお願いまたはお断りをする場合があります。2 ページ目「利用上の制限」をご参照ください。
- (4) 原則、貸室のご利用は各団体月 2 回までとさせていただきます。ただし、開催日 2 週間前に予約が入っていない場合は、3 回目の利用も可能といたします。



2. 利用申込受付の時期

- (1) 利用申込は利用希望日の3か月前から7日前までとなります。空き状況はまちスポ仙台ホームページをご覧ください。
- (2) 3ヶ月後当日（例 本日が9/1の場合12/1のこと）の予約については、昼12時までにお申し込み頂いた方が複数いらっしゃる場合は抽選とさせていただきます。その上、お申し込みくださったすべての団体さまへ15時までに（火曜日は休館日のため、水曜日に）ご連絡させていただくことといたします。



【利用に関する規程】

1. 利用時間および休館日

- (1) 利用時間は原則として午前9時半から午後4時半までです。利用時間には準備・片付けの時間も含まれます。
- (2) 休館日は毎週火曜日(祝日の場合はその翌日)です。

2. 利用上の制限

- (1) 次の事項に該当する、または恐れがあると判断した場合、ご利用ができませんので、予めご確認ください。
 - ア. 宗教活動・政治活動・労働争議・署名活動・勧誘・連鎖販売取引等を目的とするもの。
 - イ. 公序良俗に反する団体の関係者の活動。
 - ウ. 暴力団に関係する活動。
 - エ. 施設の管理上、支障をきたす活動。
 - オ. まちづくりスポット室内において利用者・近隣店舗等への迷惑行為等が確認された場合。
- (2) 次の事項に該当する、または恐れがあると判断した場合、事前の相談をお願いしております。
 - ア. ブランチ仙台の店舗と同一、または同一とみなされる業種、業態の場合。
 - イ. 時間外利用をご希望する場合。
 - ウ. イベント収容人数が30名を超える場合。
 - エ. 取扱品目や営業行為によって関係諸省庁から免許、許可が必要な場合。
※関係諸省庁への届け出は利用者をお願いしております。予め関係諸省庁への届け出の上、写しを事務局まで提出いただきます。所定の手続きが行われていない場合は、利用を中止させていただく可能性がございます。
 - オ. 楽器・音響などを用いて、音を出す内容の場合。

- カ. 火気を利用する場合。
- キ. ペット(生体)を室内に入れる場合。

3. 広告物掲示

- (1) 交流スペース内に広告物を掲示する場合は、事務局の事前承認が必要です。
- (2) 広告物掲示の承認を得ないで交流スペース内で広告掲示行為を行った場合、利用許可を取り消すことがあります。
- (3) 広告物に不備があった際には、修正をお願いする場合がございます。

4. 転貸の禁止

- (1) 事務局の許可なく、利用者から第三者へ交流スペース・キッチンスペースを転貸することを一切禁止します。

【料金に関する規定】

1. 利用料金

- (1) NPO 法人・市民団体など非営利の活動を目的とする場合

利用時間	利用料金	
	無料イベント	有料イベント
午前／ 9：30～12：30	1,800 円	2,500 円
午後／13：30～16：30	1,800 円	2,500 円
全日／ 9：30～16：30	3,600 円	5,000 円

- (2) その他法人・個人事業主（活動歴 1 年以上）など営利を目的とする場合

利用時間	利用料金
午前／ 9：30～12：30	7,500 円
午後／13：30～16：30	7,500 円
全日／ 9：30～16：30	15,000 円

※キッチンスペースのご利用には別途 1,000 円／半日のオプション料金がかかります。

※上記料金は税込みです。

※上記料金には電気代・空調代金は含まれております。

※利用料金は予告なく変更する場合があります。

※実利用時間が利用時間帯に満たない場合も、料金は、当該欄に掲げる額とします。

※物販を伴う貸し室の料金は 7,500 円(税込)で統一となります。

2. キャンセル料金

- (1) 利用者の都合により利用申込を取り消す場合は、下記のキャンセル料が発生します。
 - ア. 開催日の1ヶ月前～8日前／利用料金の30%
 - イ. 開催日の7日前～前日／利用料金の50%
 - ウ. 開催日当日／利用料金の100%
- (2) 地震・風水害等の悪天候により開催が困難な場合は返金を、主催者がコロナウイルスへ感染または濃厚接触者となった場合は、3ヶ月以内の延期対応をいたします。但し、そのために生じた損害の賠償はいたしません。

3. 設備・備品の貸出し

- (1) まちづくりスポット仙台の備品であるテーブル・イス等については原則無料でご利用いただけます。詳しい在庫数については事務局にお問い合わせください。但し、破損などがあった場合には、実費で弁済を請求いたします。その他、活動で使用される備品等は各自でご用意ください。

【利用注意事項】

1. その他注意事項

- (1) 火災・衛生・コロナウイルス感染・風紀には十分留意してください。
- (2) ブランチ仙台のお客様(以下、お客様)及び近隣店舗等への迷惑になる行為をした場合、事務局は利用者に対してその行為の是正を求めることができます。利用者が是正要求に従わない場合、又はお客様からのクレームが発生した場合、事務局はその時点で利用者に承知の上、利用許可を取り消すことができるものとします。
- (3) 事務局が認める第三者へ転貸する場合に関しても、同様に利用者の責任といたします。
- (4) 事務局はお客様からのお問い合わせ、トラブルに関しては一切関知及び責任を負いかねます。
- (5) 搬入の際は、内装・床等を傷めないよう留意してください。万一損害を与えた場合は利用者の負担により補修するものとします。
- (6) 商品・持込什器等の管理は利用者が責任を持って行ってください。盗難・破損等について事務局は一切責任を負いかねます。
- (7) イベント終了後は完了報告書 (<https://forms.gle/6tSkPzP9qg1QcyFQ8>)へ当日中に入力をお願いします。



- (8) 催事責任者の所在を明らかにし、いつでも連絡がつくようにしてください。
- (9) 災害発生時の避難誘導に際しては、事務局の指示に従い、速やかに避難いただきますようご協力をお願いします。

2. 利用当日の注意事項

- (1) 会場の準備・片付けは利用者の責任でお願いいたします。
- (2) ゴミは各自でお持ち帰りください。
- (3) 室内は全て禁煙です。
- (4) ご利用後は、交流スペース・キッチンスペースの清掃を行い、速やかに現状に復するものとし、明け渡しに関する一切の主張は行わないものとします。
- (5) 利用時(搬入・搬出時を含む)の人的・物的損害は利用者の責任となります。利用者の責任と負担において必要な損害賠償保険や傷害保険・イベント中止保険等、各種保険への加入をお願いいたします。
- (6) 看板・ポスター・チラシ等の掲示は、あらかじめ事務局の承認を必要とし、所定の場所以外への掲示はお断りいたします。また終了後は速やかに撤去してください。
- (7) 施設内には利用者専用の駐車場はありません。車をご利用の場合は、ランチ仙台 WEST 棟の立体駐車場（高さ 2.1m まで収容可）の 3 階以上をご利用ください。
- (8) 犬、猫などの生体を室内に入れるイベントは、下記の条件でご利用することが可能です。それ以外についてはご相談ください。
 - ア. 保護生体の譲渡会等、非営利の活動であること。
 - イ. 生体を会場内でゲージから出さないこと。
 - ウ. 持ち込む生体数が午前利用分ならびに終日利用分は 5 体、午後利用分のみは 10 体までであること。
 - エ. 持ち込む生体の『ペット用ワクチンの接種証明書』を事前に提示すること。
 - オ. イベント準備中、開催中に十分な衛生管理を行うこと。
 - カ. 2 週間以内に同一の管理施設内で生体の感染症が発生していないこと。

附則 本規程は 2019 年 9 月 1 日から施行する。

附則 本変更規程は 2022 年 12 月 1 日施行する。